

中央教育審議会臨時委員就任に伴う教育長の服務について

1 経緯

文部科学省では文部科学大臣の諮問機関として、中央教育審議会（以下「中教審」という。）を設置している。今回、文部科学省からの任命を受け、本県教育長が臨時委員を務めることになった。

それに伴い、教育長が当該審議会に出席することに対する服務の取扱いについて決定するものである。

2 服務

職務専念義務免除（有給）とする。

（理由）

中教審臨時委員として委嘱を受けると、教育長とは別の身分を有することになるが、その場合、教育長に義務づけられている職務専念義務に違反する恐れがある。しかし、今回のような国又は他の地方公共団体の事業に臨時的に従事する場合は、職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 27 年 11 月人事委員会規則第 10 号）の例によって、特例として職務専念義務を免除し、従事することができる。

3 期間

令和 4 年 3 月から約 1 年間（予定）